

平成22年度第10回年金業務監視委員会

平成23年 2月28日

【郷原委員長】 それでは定刻となりましたので、ただ今から第10回年金業務監視委員会を開催いたします。

本日は、前回に引き続いて、運用3号問題について審議をしたいと思います。前回から本日はこの運用3号問題について議論が行われた場である年金記録回復委員会から磯村委員長をお呼びしてヒアリングをしようということになっておりましたが、それに加えて、記録回復委員会の中でこの運用3号の取扱いについて反対をされてきた廣瀬委員からもお話を伺うことにしたいと思います。

なお、前回のこの委員会の後、いろいろとこの問題をめぐって動きがありまして、先週、この問題が、衆議院の予算委員会で取り上げられて、細川厚労大臣が、この年金の運用3号について留保すると答弁されて、状況が大きく変わってきているということがございますので、今日、後ほど大塚副大臣がお見えになって、その点についてのお話をさせていただくことにもなっています。大塚副大臣からもお話をさせていただいた上で、改めて議論をしたいと思いますが、今日はまず記録回復委員会の磯村委員長と廣瀬委員からお話を伺いたいと思います。

それでは、廣瀬委員から先にお願いいたします。

【廣瀬氏】 廣瀬でございます。今日はお呼びいただきまして有難うございます。私は社会保険労務士、そして年金記録回復委員会の委員でもございまして、この運用3号に断固反対する立場から、そして速やかにやめるべきであるという意見を申し上げます。

まず、何で反対かということですが、一番最初に挙げられなければいけないのは、法的にこれは問題があるのではないか。そこを従来から主張しております。このことは後ほど論議されると思いますので、詳しい内容は省略させていただきまして、実際の実務的な観点からお話したいと思います。私は自分の仕事を通じまして、非常に奇妙な記録、説明ができない記録が存在するということが従来からしばしば見受けられて気が付いておりました。その後、何年か費やして、いろいろな実際の生活の状況と、記録とを突き合わせていくうちに、どうしても説明できない記録があることが分かりまして、実は昨年2

月16日の回復委員会の中の検討会と称するいわゆる非公開の会合の中で、私は行政（厚生労働省年金局）の方々に非常に強く質問をしたところ、「不整合の3号記録」が大量に存在するということを認識したわけでございます。職員アンケートを契機として明らかになったということが言われておりますが、私は職員アンケートで知った訳ではなく、私は自分でこういう記録があることを昨年2月16日に発見したわけでございます。その後の経緯は皆様御存じのとおりでございます。この昨年3月29日の委員会のことがよく言われるんですが、そのときにはメディア公開でこういう記録があると発表されていますが、全くどの報道機関も実は報道していませんでした。

今日、私はまず具体的な事例をお話ししたいと思っております。実は運用3号に該当する期間が様々なケースがあり、シンプルではございません。今、恐らく3,000件以上は受理されていると思うんですけども、その内容がどういうことかは私もまだ知りません。いつか内容の分析報告を受けたいと思っているんですけども、私の推定では実は頻繁に起こる事例というのがございます。例えば、昭和61年以降の話ですけども、夫が厚生年金、妻が被扶養配偶者である3号被保険者で、夫が退職すると、実際は被扶養配偶者である妻は3号ではなくなるわけでございます。ところが、またすぐに就職するという場合には、何も手続きをしないということが実は頻繁に発生しているんでございますね。こまめに市役所等に出向いて手続きをするのが正しいやり方なんですけど、どうせまたすぐ就職するんだからといってそのままにしてしまう。例えば、本日2月28日に、ある会社を退職し、4月1日に別の会社に就職することが決まっていたとします。1か月間でございます。その1か月間国民年金に入るのが確かに正しいやり方で、まじめな人は当然そうするんですけど、すぐ就職するんだからといって何も手続きをしないことがよくございます。その場合に、この赤い点線で書いたところが、夫は未加入という状態になりますが、妻は3号が継続する形に記録上はなってしまいます。私は「偽装3号」と従来から呼んでいるんですけど、要するに、うその3号という意味でございます。そして、夫が就職すればまた本当の意味の3号になるということでございます。そしてこういう人は次もまた同じようなことが繰り返されるわけでございますね。こういう記録が非常に多いのではないかと私は推定しているわけです。非常に一つの期間は短い、1か月とか2か月とかの数か月で、それがまた積み重なって、1年とか2年になるということかなと思います。

もう一つの事例を御説明いたします。例えば、外国人夫婦のことを取り上げたいと思っております。外国人の御夫婦で、まず夫が、例えば61年4月に厚生年金に入って被扶養配偶者の

同じく外国人の妻がいて3号になったとします。この夫が61年6月、3か月だけ厚生年金に入って退職したとします。先ほどの例と同じように妻は3号から本来外れるはずであります。そしてこの人が2、3か月して外国人で母国に帰ったとします。日本にはおらず、もう国に帰ったとします。そして、時が流れ平成23年の4月にこの運用3号ということを知って、日本に来たとします。そうすると、実は夫は年金はないですけれども、妻は運用3号で記録されてしまいます。この23年4月で満25年たったとして、私が計算したところ年金額は49万5,100円が確定します。そして今年ではなくもっと先延ばしして日本に来れば1年に2万円ずつ積み上がるということになるわけでございます。すなわちこの人は全く保険料を払わずしてこういった年金を日本国が払うという現象が起きるわけでございます。年金は外国人、日本人関係ございません。そして外国に住んでいても送金をするということが起こるわけでありまして、これが二つの事例を挙げましたとんでもない幾つかの両極端の事例でございますが、そのほかにも幾つもの事例はございますけれども、今日は時間の関係で今二点だけをお話いたしました。

そして、運用3号は一体どういう位置付けになるのか。得か損かという話でございますが、運用3号に該当する期間は一番有利なスタイルになってしまいます。運用3号にかなうものはもうないんでございますね。要するに年金額には100%反映される。保険料はゼロ。国民年金をまじめに払った人は、年金額は100%以下、つまり全部払えない場合が多いんですよ。時々抜けて未納になったり、いろいろなことがございまして、最高でも100%、保険料は現在1万5,100円を毎月払うということになるわけです。その次に保険料免除とか、カラ期間の方は年金額は3分の1とか、いろいろ複雑な制度になってございまして、3分の1、4分の1という程度でございまして、保険料は1万1,330円から0円までということになるわけでございます。本来、運用3号は1号の未納ですから、一番下のゼロの未加入の状態になるのが本当は正しいわけでございますが、こういうとんでもない逆転現象が起きるということでございます。今御説明しましたように、こういう非常に単なる不公平を通り越したようなひどい状態になってしまいます。

不公平という問題は常に年金の仕組みの中で、実は起こっております、時がたつにつれて法律が現状と合わなくなっているということが常に起こります。しかしながら今回のこの不公平は質的に非常に違っています。どういうことかということ、行政自らが作り出した不公平と言えらると思います。本当は不公平を是正する立場にあるはずでございます。ところが逆に不公平を作り出すということになってしまったことで、異常な状態であると私

は考えまして、これは全く認められないということでございます。ちょうどお時間ございまして、私の主張は以上でございます。有難うございました。

【郷原委員長】 有難うございました。では、ただ今の廣瀬委員のお話について何か御質問、御意見ございませんか。

【草野委員】 今のような御主張を回復委員会の中でもされたと思うんですけども、そのときはどういう議論で、廣瀬さんの御主張に対しては委員の皆さんからどんな御意見があったんでしょうか。

【廣瀬氏】 私の意見は、間違いだとか、おかしいという意見はございませんでした。逆にあなたの言っていることは正論であると言われたことがあるぐらいなんですよ。じゃあ、なぜ私の意見が通らないのか、私はその辺りがよく分からないのでございまして、私は法令上もおかしいということは再三にわたって申し上げていまして、では、最後に、運用3号期間についてはどうしたらいいかというのは、確かに行政が間違っていて通知しているということは事実でございます。ですから、特例的に過去に遡って払うことができるということと、払えない場合には合算対象期間にするという辺りが、これでもすばらしいプレゼントであると私は認識しておりまして、本来未納でございますので、しかもよく届出忘れ云々ということもございしますが、実はそうではありません。ほとんどの人は自覚している場合が多いです。国民健康保険に入るときに市役所等で国民年金ということも言われますし、不思議なことに国民健康保険の医療保険証は持っているんですね。で、国民年金に入っていないという人が非常に多いんです。国民健康保険は勸奨とか職権なんてないんですね。自主的に来て入るんですよ。そっちを入れて、国民年金は勸奨とか職権がないと入らないのかと。それ自体がもう不思議な話でございまして、御本人たちは、ほとんどはみんな自覚しています。で、今になってさっきの外国人も25年たてば多分忘れた。多分本当に忘れていんでしょう、言われたことは。そういうことになるわけでございますね。以上でございます。

【村岡委員】 磯村さんに何うほうがいいのかもかもしれませんけれども、最後の御提案は回復委員会では議論されているんですか。もし議論されているとすればどう理由でどういう結論になったのか教えていただければと思うんですが。

【廣瀬氏】 もちろん主張いたしました。ただこれは法律的にできないということで片

付けられてしまいまして、議論の中に入っていきませんでした。私は啞然としてそれでは運用3号はなぜ法的にできるんだと言ったんですが、運用だからできるという答えて、全然議論がかみ合わないということでございました。

【岸村委員】 回復委員会での御意見で反対されたのは廣瀬さんだけだと報道されていますが、ほかには1人もいなかったんでしょうか。

【廣瀬氏】 反対したのは私だけでございます。私以外では全て結果的に賛成。条件とかいろいろなことはおっしゃっていましたが、反対は私1名でございます。

【郷原委員長】 今、大塚厚労副大臣がお見えになりましたので、とりあえずここで中断をして、大塚厚労副大臣から厚労省としての今のお考えをお聞きしたい。最近のこの問題をめぐる経緯などについて御説明いただいて。時間が許す限り我々と議論をしていただいた上で、ヒアリングを続けることにしたいと思います。

【大塚厚生労働副大臣】 それでは、郷原委員長からご指名いただきましたのでお話をさせていただきますが、厚生労働省副大臣の大塚耕平でございます。今日は厚生労働省としてヒアリングをしていただけることになりまして、本当にどうも有難うございます。また日頃から監視委員会の皆様方には年金業務に関して適切かつ大変重いアドバイスをいただいておりますことを心から御礼申し上げたいと思います。また、今日は5時からお邪魔する予定でございましたけれども、予算委員会の理事会に出席を求められておりましたので遅参をいたしましたこととお詫び申し上げたいと思います。その上で、今皆様方の机上に資料をお配りさせていただいているかと思いますが、御確認をいただけますでしょうか。お手元に24日付の厚生労働大臣名の第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応についてという紙とそれから翌25日付、今度は厚生労働大臣と総務大臣連名での同様のタイトルの資料等お配りをさせていただきました。

まず、現状について御報告を申し上げますが、現状は当監視委員会でも2月の御議論の中で、この運用3号について御意見があったことを私どもとしてももともと承っております。そういう中で、24日の衆議院の予算委員会で御指摘をいただきましたので、やはり年金業務を監視していただく本委員会と国権の最高機関である国会での御指摘を受けたということを重く受けとめまして、同日2月24日、御覧のように厚生労働大臣としてはこの第3号被保険者の記録不整合問題に対しては、以下のように対応するというので、即日直ちに対応させていただいた事項が三つでございます。第一点といたしましては、昨年12

月15日の通知を受けて、裁定申請が出された者及び既に裁定が行われた者については当面対応を留保する。留保の意味は裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保するということでございます。二点目といたしまして、新たな裁定申請が提出された場合にも対応は留保する。そして三点目でございますが、本件への今後の対応については、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定するということが24日にまず決めさせていただきました。そして国会では本日28日にこの委員会があるということがもう24日の段階で話題になっておりましたので、野党の皆様方からは、できれば1日でも早くこの委員会を開催して両大臣がしっかり協議をして結論を出すようにというご下問を受けたわけでありまして、そこで委員の先生方にも多分日程のお問合せが行ったかと思いますが、25日に開けないかということでありましたけれども、24日の段階で翌日というものなかなか難しいということございまして、そこで25日には今日の委員会に先立ちまして、すでに総務大臣が前回のこの委員会での御議論等は承っていらっしゃったということでございますので、その前回の議論を踏まえて総務大臣と厚生労働大臣が25日の夕方5時から協議をいたしました。協議をいたしました結果が25日付けの資料に記載の内容となっております。今後の対応について以下の点に留意しつつ、速やかに検討し、厚生労働大臣が適切な結論を出すということで両大臣が合意を見ました。

以下の点は七点ございまして、大変重要な事項でありますし、今後の御検討にも資すると思っておりますので、読み上げさせていただきます。第一に年金制度に対する国民の信頼を維持するためには、可能な限り正しい状態を追及する必要があること。第二に運用3号の対象者と対象者以外の間で扱いに不公平が生じること。第三に運用3号の措置がなければ対象者本人の予期せぬ年金給付額の引き下げ等となり、混乱が生じること。第四に本件の発生原因が旧社会保険庁の事務手続上生じた面があること。なお、記録の職権訂正や周知徹底について、行政に法的な義務はないこともあわせて記述をさせていただいております。第五に対象者の側にも法律で定められた記録の訂正の届出を行わなかったという事情があること。第六に本件第3号被保険者の記録不整合問題は一昨年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケートによって判明したものであること。今回の一連の対応はそれ以前の状況に比べると状況を改善する対応であること。第七に既に受給権が発生している高齢者を含め、過去全ての期間に遡って国民全員の記録の齟齬を確認することは事実上困難であ

ること。ここまでの合意をして、そして本日また予算委員会に臨ましていただき、今日こうして監視委員会に出席をさせていただいたという経緯でございます。

先週末から今週にかけての経緯は以上のとおりでございます、あと二点簡単に私から報告をさせていただきます。

一点目は昨年のこの運用3号の対応を決定した経緯でございます。既に御報告があったかもしれませんが、私も1月18日に任命を受けて着任をして調べましたところ、昨年の3月29日に当時の厚生労働大臣の下で今回の対応の案が作られたということでございます。もちろん先ほどの紙で申し上げましたように、一昨年の秋にこの事態が明らかになり、そしてどのように対応したらいいかということについて年金記録回復委員会にお諮りしつつ、3月29日に最終的に厚生労働大臣の下で案を決めたということでございます。そして同日の年金記録回復委員会にその案について助言を求めたところ、委員会の総意として特段の問題があるということにはならなかったということでございます。そしてそれ以降は実際の実務にどのように移っていくかということで、日本年金機構本部、そして厚生労働省年金局等で実務的な打合せをしつつ、12月14日に最終的に実務的な通知をどのような形でお出しするかということを経年記録回復委員会に御報告を申し上げ、翌12月15日に通知を发出したということでございます。今申し上げましたのが昨年の経緯でございます。

最後に一点、冒頭申し上げますのは、私もこの問題、最も根本的な原因はどこにあるのかということは今も担当副大臣として深く考えているわけでございますが、やはり大きくは二点あると思います。一つは年金行政には、あるいは年金行政の事務には、一切間違いがないんだといういわば無謬性<sup>むびゅうせい</sup>と申しますか、そういうイリュージョンの上に長年この年金行政や、年金業務が運営されてきたことに今日のこの問題や御承知の消えた年金問題の根本的な原因があると考えております。したがって、この年金業務や年金行政は、可能な限り正しい状態に近づけるということを経年の目標としつつも、そういった無謬性<sup>むびゅうせい</sup>について、今回の運用3号問題を契機に是非良い方向で解決を図らせていただければありがたいなと思っております。これが一点目であります。

そして二点目はやはり旧社会保険庁で裁定請求が出てきたときに、きちっとした事務を行っていなかった、つまり3号被保険者の配偶者の方との突合等を行っていなかったという旧社会保険庁側の問題と、それから国民の皆様御自身も年金制度を必ずしも熟知しておられない中で、法律上は御本人からの届出がなされるべきものがなされていなかったということが原因として掲げられると思います。以上のとおりでございますが、いずれにしま

しても一昨年の秋にやはりこれから旧社会保険庁として過去の業務を虚心坦懐に見直して、何か問題があると思えば是非申告してほしいというところからスタートをした事態でございまして、その取組がなければこの問題も今も気が付かないまま放置をされていたかもしれないと考えますと、監視委員会の皆様方の御指導もいただきながら、少しでもいい方向に向けさせていただきたいと思っております。ただ、解決の仕方として、完全な姿を追求するという一方の考え方と、しかしこれは様々な事情で非常に大勢の人が記録に齟齬のある状態に置かれている中で全員を救済するという一方の考え方と、どちらも大変極端だとすると、その中間地点に何らかの解決策があると思っておりますので、運用3号の考え方はそういう意味ではその中で一つの案を昨年厚生労働省として決めたわけでございます。しかし様々な御指摘があることはよく承知をいたしておりますので監視委員会の皆様方の御意見も拝聴しつつ、最終的には監視委員会から総務大臣に御意見が上がって、総務大臣の御意見を厚生労働省として承って、最終的な今回の件についての対応を決めさせていただきたいと思っております。郷原委員長ほか、委員の皆様方の御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【郷原委員長】 せっかく副大臣もお見えですので、監視委員会での議論の状況はある程度は把握をされているとは思いますが、前回の議論の中で重要と思える点も含めてちょっと私から是非その辺りに関する副大臣の御意見もお伺いしたいと思いますので申し上げます。

この運用3号問題について、こういうやり方には問題があるという意見が前回の委員会で多数出されました。この意見は大まかにいうと三つに分かれるんじゃないかと思えます。まず第一に法的な問題があるということです。そもそも3号被保険者ではない人を3号と認めて、年金の受給資格を認めて支払うということは法的に許されないことではないかと。違法な取扱いで年金の支給をしていいのかと、そういう裁定をしていいのかというまず法的な問題ですね。これが第一点。2番目に不公平だという実質論の問題です。この不公平論にも二つあります。一つは、3号から1号にきちんと切替えを行って、届け出をして、まじめに保険料を払い続けてきた人と、その届け出をしないでいた人と同じ年金額になるのは不公平ではないかという比較の問題です。保険料を払ったか払わなかったかによらず年金額が同じ結果になることの不公平。もう一つは届出裁定の時期によって、同じように払わなかった人の中で、昨年の12月までに届出をした人は場合によっては無年金にな



るといふ人も出るのに、僅かの時期遅れただけで全て満額年金をもらえるようになるといふのは、これはあまりに不公平じゃないか。不公平論が大きく分けるとこの二つだと思います。

そういったところに基づいて、もう一つ大きな問題は不公平を放置し、不公平な取扱いを行政が行う。年金を管理運用する国家機関が行うということは年金制度そのものを揺るがす。まさに年金制度に対する信頼を揺るがすことになるのではないかと。そしてその実質的に見るとまじめに届出をした人は損をし、いい加減にその届出をしないで放っていた人が得をするという取扱いが行われるということが、いったん被保険者の多くの人たちに認識されてしまうと今後まじめに届け出るのがばかばかしいとみんなが思ってしまうと、年金制度の根底が揺らいでしまうのではないかと。大まかにいうと、こういう批判が今回の運用3号に対して行われたと思うんです。

それに対して、厚労省の年金局から課長にも来ていただいたので、いろいろお答えいただいたんですが、我々委員全員、全く納得できるような答えではなかった。なぜそういう三つの批判があるのにあえてこういう運用3号という扱いをしなければいけなかったのか。三つの疑問に全然答えられていないというのが我々の率直な意見なんです。もう御存じだと思いますけれども、この年金業務監視委員会というのは政令に基づいて作られているまさに正式な機関です。なぜこういう機関ができたかといえば、まさに社保庁の時代に年金の記録の管理とか、運用がでたらめなことがあって、国民に大変な不信感を持たれてしまった。そういったことを今後なくしていかないといけないけれどもどうしても厚労省とか、年金機構という身内だけで考えているとまたいろいろ問題、間違いが起きるのではないかと。だから厚労省の外の総務省にこういう監視委員会をつくって、第三者、有識者を集めて意見を言っていこうという目的でつくられた機関だと私は認識していますし、まさにこういうときこそ、我々の疑問、指摘に対してしっかりと答えていただくことが必要だと思うんですが、その辺りのことを厚労省としてどのようにお考えなのかをお聞きしたいんですが。

【大塚厚生労働副大臣】 有難うございます。まず委員長が最後におっしゃった点について、私、担当副大臣としての認識を申し述べさせていただきますが、まさしく厚生労働省、あるいは旧社会保険庁、今の日本年金機構の中だけで考えておりますと、あるいは対処をしておりますと、必ずしも社会一般から見て十分に適切とは言えない対応になることもあるという懸念からこの委員会が設置されたわけでありまして、今回まさしくチェッ

ク機能が発揮されている、今その途上にあるという意味においては、心から敬意を表しつつ、また御礼も申し上げたいと思っております。その上で今委員長がおっしゃいました当委員会で御指摘いただいた法的な問題と、二つの不公平の問題、それぞれごもっともな御指摘だと思います。ごもっともというのはそういう御指摘があっても当然不思議ではないという意味において、ごもっともだと申し上げております。

一点目に関しては、たまたまこの件に関する質問主意書が何人かの方から出ておりましたので先週法制局の審査も経て、質問主意書の回答をさせていただいております。特に法的な問題については、その質問主意書の中では大きなロジックとしては次のようなロジックで、総合的に見ると法的に問題があるとは必ずしも言えないという回答になっております。大まかに申し上げますとロジックとしては二点ありまして、一つは国民年金法の第7条に1号被保険者、2号被保険者、3号被保険者の定義が書いてございまして、そうすると第3号被保険者は配偶者である第2号被保険者が第1号被保険者になれば、第1号被保険者とならなければならない。そういう状態が適正であるということでもありますので、そのことを勘案しますと、やはりできる限りそういう方向を実現するべきであるということでもあります。さりながら、ことの経緯は皆さんもよく御承知だと思いますが、昭和61年に第3号被保険者制度が設けられて以来、一昨年、政権交代後にこの件が明らかになるまでの間かなり大勢の方が、先ほど申し上げました行政側の対応の問題と、それから国民の皆さん御自身がお届けを失念されたり、しなかった方がたくさんいらっしゃるということの結果、相当大勢の方がその状態にある中で、本当に法律にそう書いてあるからといって善意の、例えば御存じでなかった国民の皆様方がいきなり年金の給付額が下がったり、あるいは無年金、低年金になるような事態をもたらすのもいかなものかという中で、総合的に考えると今回の対応は必ずしも法的に問題があるとは言えないというのが法制局と相談をした結果でございます。

特にもう既に御高齢の方で、受給権が発生して、実際に年金を受給しておられる方の中にも、実は被保険者時代に本当は1号であるところが3号として何年間か放置をされている方は、今日に至るまでそういう意味では本来の給付額より多い給付額をもう既に受け取っておられるといった方々の過去に受け取られた分をどうするのか。あるいは仮にその方々が全然御存じなかったものを、来月から下げますと言って、がくっと下げることができるのかなど、非常に悩ましい問題があることから、いろいろと総合的に判断すると先ほど申し上げたような結論に至っているということでもあります。

繰り返しは避けませんが、一点目はそういう認識で今回の運用3号の対応に至っております。二点目、三点目の不公平の問題は、まさしくそういうお声があるからこそ新聞等でもいろいろ御指摘をいただいておりますし、また当委員会の委員の皆様方の御判断にもつながっていると思いますので、その公平性の観点からどう今回この問題を最終決着に向けて議論を進めればいかを御指導いただきたいということでございます。公平性の観点からいえば限りなく、あるいはパーフェクトに本来の姿に近づけるのが当然のことではありますが、しかしそうすると今申し上げた既に受給権の発生している方々をどうするかということも含めて非常に難しい問題があります。しかし、善意の、御存じなかった方々を全部救済することになりますと、それはそれでおっしゃるとおり公平性の観点から極めて大きな問題や、去年の12月と今年の1月の裁定請求をされた方との関係でも公平性の問題で大きな問題が生じるのはそのとおりでございます。

最後に一点だけ付け加えさせていただきたいんですが、この点は繰り返しになって恐縮ですが、つまり昭和61年にこの第3号被保険者制度が導入され、そして平成17年に至るまでずっとこの問題が放置をされていて、今回のこの展開がなければ、つまり放置をされた状態が更に続いていたということを考えますと、事実が明らかになったことで一步前進。そしてこの問題に対してどういう対処をするべきかを皆様方の合意を得て、結論が出れば更に一步前進ということになりますが、今一步前進のところちょっとその歩の進め方でいいのかという御指導をいただいているわけでございますので、何とかいい方向にさせていただければありがたいなと思っております。

**【郷原委員長】**　そういう面では是非御認識していただきたいんですけども、この年金業務監視委員会ですらいろいろな問題について議論をしてきました。現場の実情についてもできるだけ把握したいと努めてきました。その中で、どうも現場の実情が機構の本部とか、厚労省に十分把握できていないんじゃないかという疑いを持つことが今までもいろいろあったんですね。今回の件についても現場サイドからと思えるような声が我々のところに届くんですね。社労士の方からもそうです。ちょっと今日、匿名の手紙をお配りしていますが、おそらくここまで非常に的確なことを書かれているので、年金事務所の現場の人からの声だと思うんですが、要するに重要なことを言っているんですね、この人は。大半の人は今回運用3号で救済される人というのほうすす切替えの必要性について知っていたけれども、切替えをすると保険料を払う必要があるということで、特別便や定期便が送られてきても十分な確認をしていなかったという人が多いのが現場の実感だと言われるんです

ね。それはこの監視委員会の中にいろいろな委員に入っています。岸村委員は地方自治体で年金の担当をされているんです。岸村委員の実感もおおむねそうですね。そういう救済される人が逆にある程度認識しているからこそ、自分から積極的に届けなかったんじゃないかという疑いがあるという指摘もあるんですね。はっきり言えることは現場でこういうような認識が持たれているのに、現場の意見がほとんど聞かれないまま、上でこういう方針が決められて、課長通知で運用3号をやれという話になったと。私はこういう仕事の進め方自体に問題がある。これは今の年金機構の、そして厚労省の年金局の基本的なスタンスの問題だと思うんです。今まで社保庁で起きてきた年金を巡る問題も、やはり上と下との間でいろいろな考え方の違いとか、情報が上手く伝わらないという問題があって、あそこまで大きな問題になってしまった。その反省を踏まえて考えたときには、少なくとも現場の人たちが今どういう認識を持っているのかをきちんと踏まえて考えないといけないと思うんですが、どうも先ほどから伺っているところでは、今回の運用3号の取扱いは記録回復委員会というところで意見を聞かれただけで、どうもその辺りが十分に検討されないまま決められたんじゃないかという疑いを我々は持つんですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**【大塚厚生労働副大臣】** 私が現時点で知り得ている経緯は先ほど申し上げたとおりなんですが、まず一昨年秋に職員の皆さんからいろいろ疑問に感じていることなどを率直に申し述べてほしいということで、その当時の厚生労働省の大臣ほか皆さんが意見を集約した、集めたということはある意味では郷原委員長の今の御指摘に照らすと一歩前進だと思うんですね。しかし、じゃあそこで出てきた今回の1号被保険者と3号被保険者の記録の不整合問題をどう解決していくべきかという検討の過程で現場の皆さんの御意見を伺ったかどうかということは、今私は存じ上げませんので、御了承いただきたいと思うんですが。やはり組織の体質の問題として郷原委員長がおっしゃる点は今後も改善をしていかななくてはいけない点だと思っております。非常に長い間、昭和61年はたまたま第3号被保険者制度の創設であります。そのずっと前から政権交代に至るまでの間に蓄積されていたその体質が年金制度の様々な問題を生み出しているのは事実でありますので、私も着任以来まだ1か月ちょっとですが、そういう体質の改善をしないとまた繰り返し同じ問題が起きるから、そこは正直に話し合っ、今回は一つの結論を目指そうということで、今まさしく対応をいたしております。

もう一つ付け加えさせていただくと、その体質の問題と、実は冒頭私が申し上げたこと

を解決しないと同一ことが今後も起きます。それは年金制度や年金の記録には、一切間違いがないという前提で無謬<sup>むびゆう</sup>を前提に制度を運営し、そして今日まで至っているという点があります。その証拠が結局年金の記録に齟齬<sup>そご</sup>があったとき、過去に遡って何とか修正しなくてはいけないというときに、法的にルールが決まっていないレアケースとかいろいろなケースが出てきたときに、どこの場が法的な裏づけをもってそれを決定できるかという、つまりボードがなかったわけですね。それは一切そういうことが起きないということを前提にやってきたので、何か問題が起きるといわば弥縫策<sup>びほうさく</sup>という形で運営をされてきた結果だと思しますので、旧社会保険庁、日本年金機構の組織としての体質は引き続き改善が必要であると同時に、年金制度をどう国民的合意と前提の上で再構築をしていくかということも大変大きな関連のある論点だと思しますので、そのことは監視委員会の先生方にも御理解を賜れば幸いですと思っております。

【郷原委員長】 私ばかり言ってもあれですが、これで最後にしますけれども、最後に一点だけよろしいですか。この無謬性<sup>むびゆうせい</sup>の問題なんですが、今まさにその無謬性<sup>むびゆうせい</sup>のことが問われているんじゃないかと思うんです。私は後ほどこの委員会の場でも十分に議論を尽くした上でこの法的な問題についての意見を取りまとめようと思っておりますけれども、どう考えても、やはり今回のケースは総合的に見ても法的に許されないと私は思います。法的に許されない措置を課長通知で既にやってしまった。それについてどうするのかということが今問われているわけです。これを法的に問題はなかった、でもいろいろちょっと言われているから少し微修正しようということでは済まそうとすると、私はこの問題は一層大きな混乱につながると思います。やはりおそらくまだ着任されて1か月ということで、着任する前の去年の段階ですけれども、あそこでああいう通知を出すという決定をしたこと自体は私は非常に大きな失敗だったと思います。それが法的にも問題があるのであれば、問題があったということを認めた上で、今後どうしていくのか。それは行政だけで済むのか、立法の問題も含めて国会の場で議論していくのかと、いろいろなことを考えて、国民全体の年金制度の将来を考えていけない問題じゃないかと思っておりますから、まさに副大臣が言われる「無謬性<sup>むびゆうせい</sup>にとられるな」というのが今求められているんじゃないかという気がいたします。

【大塚厚生労働副大臣】 郷原委員長の御指摘も極めて合理的で示唆に富んでいると思います。一点だけ経緯を申し上げますと、通知で決定したわけではなく、先ほど申し上げましたが3月29日に至るまでには省内の会議を経て、3月29日に最終的に厚生労働大臣とし

て対応策を決定したわけでありまして、通知はあくまで行政文書として厚生労働省から詳細の実務が決まったので、日本年金機構に対して実務的な通知をしたものでありますので、通知をもって決定したということではないということだけ御理解をいただきたいと思えます。あわせて、今委員長がおっしゃいましたように、こういう事柄がこうして問題として御指摘をいただいた今こそ、また同じような失敗を繰り返さないようにしっかり対処すべきだというのはそのとおりであります。その上で委員会の皆様方、委員長にお願いでございますが、是非、<sup>きよしんたんかい</sup>虚心坦懐に委員会としての御意見を、総務大臣を経由して私どもに御指導いただきたいと思えますと同時に、事柄の性質上、国会では今日にでも結論を出せという御指導を賜っているわけでございますが、そういうことがなかなか難しい、またそういう対応をすると、また更なる問題を生みかねない事柄だということもあわせて、御指摘をいただいて、これはずっと昔から生じていた問題で、そして今は私どもがこれを処理しようとしていると考えると、まさしくこういう問題こそ超党派で合意をして解決すべき問題であるということも委員会として御指摘をいただければ、大変建設的な展開になると思えますので、このことも心からお願いを申し上げたいと思えます。

【高山委員長代理】 大塚副大臣に御説明いただき、新しく分かったことも多々ありました。どうも有難うございました。この問題は基本的には前大臣が指示をなさり課長通知となったということが改めて分かりました。

厚生労働省は昨年来、分かりやすい行政、あるいは透明性、説明責任ということと同省の目標に掲げてきました。ただ、この問題については、マスコミ等もほとんど取り上げない、社会保障審議会年金部会でも議論しない、あるいは民主党の中で関係する部会でも議論しない、国会でも議論しない、そうした中で、一方的にある日突然、課長通知という形で出てきて議論が沸騰しました。もう少し開かれた形で、この問題を事前になぜ議論しなかったのか。非常に残念な結果です。もし事前に開かれた場でこういう議論を少しずつ丁寧に行っていたら、今日におけるこのような紛糾はなかったのではないか。どうしたらいいかについて、衆知を集め、議論をした結果であれば、こんなことにはならなかったのではないか。

今後、情報公開、説明責任にもっと御配慮くださり、もう少し分かりやすく国民に情報提供をなさっていただきたい。

【大塚厚生労働副大臣】 高山先生、有難うございます。まずできる限り、国民の皆さんに情報をお伝えしてというのは全くそのとおりでありまして、この件、厚生労働省の内

部で何か情報を囲い込んでいたということではないという点は御理解いただきたいと思えます。年金記録回復委員会でもこれは公開で議論をしておりましたので、情報そのものは関心のある方は御存じだったわけでありましたが、非常に、ややもすると専門的、技術的な話題でありますので、私が知り得る限りでは去年の夏に大手紙が1紙報道した後、12月15日に事務的な通知が外に出たことによって、非常に世の中の関心が高まったということであって、決して情報を囲い込んでいたということではないことをまず御理解ください。その上で、去年の3月までに至る過程の省内での議論のバックグラウンドは私なりにヒアリングをいたしました。やはり一昨年の秋にこの事態が分かって、もう何十年も放置されていたわけでありますので、早く対応しないともう裁定請求が分かった段階からはきっちり3号の方でも実は記録に齟齬がある方は裁定請求に来たときに1号に直すことを励行し始めたわけでありましたので、そうすると年金をもらえんと思っていた例えば専業主婦の方が裁定に行ったら、あなた実はもらえませんかということが現実に取り始めることを考えると、一刻も早く救済を考えなくてはならないというその当時の厚生労働省としての判断があったわけでありますので、私はそのこと自体は省内でその当時の背景の下でしっかり議論されたものだと思います。ただ、やはり繰り返しになりますが、こういう問題は起きないことを前提に、問題が起きたときに多くの国民の皆さんの御意見を聞いて方向を決定するというシステムがなかったわけですね。なかったからこそ、この年金記録回復委員会が設置をされ、しかしそこだけでも心配なので、以前からあった組織を衣替えしたこの総務省の監視委員会でもその後のフォローをしていただくという仕組みがようやくできたわけであります。国民皆年金になって、いわば約半世紀たってようやくそういう体制が回り始めた中で、今回まさしくこういう御指摘をいただいたのは意義深いことだと思いますので、是非繰り返しになりますが、厳しく御指導いただければ幸いです。

【村岡委員】 1点だけ教えていただきたいんですけども、いろいろお話を伺っていますと、少なくともこれまでいろいろな議論をしたときに、現在の法律は変えないんだと。変えると時間が掛かるから現在の法律を前提にして物事を決定しようというお話がずっとあったと思うんですが、その前提というのは今後の対応においても変わらないと。要するに法律は変えないで、今の法律の範囲で解決案を探るという方針は変わらないと理解してよろしいでしょうか。

【大塚厚生労働副大臣】 まず、現在の法律がある以上はその法律に従って対処するという、これはやむを得ないことと思います。ただし、やはり事柄の性質上、法的な措置を

伴ってこの問題を解決するべきだという最終的な結論になった場合、その法的な対応を決定するまでの間どうするんだという別の問題が生じます。したがって今二つのことを申し上げましたが、現在の法がある以上はその法に基づいて措置をします。しかし新たな法律的対応をすることになった場合には、その対応がそろそろ、整うまでの間をどうするかという別の問題も生じるということでもあります。ここから先は私の個人的意見でございますが、先ほど申し上げましたように、長い間ずっと放置をされてきて、そしてようやく事態が明らかになって、今私たちがこれを対処しようとしていることを考えますと、法的に対応する場合でもインターバルを短くするためにも本来こういうものは超党派で、議員立法などで、さっと対応するのが政治の責任ではないかなと思います。

【草野委員】 問題が明らかになってからの様々な事情も初めてお聞きしたので、納得する部分もありますし、それにしてもという部分もあるんですけども、いずれにしても運用3号は随分と乱暴な結論だなという印象がぬぐえなくて、これだけ年金行政の信頼が揺らいでいる中で、更なる信頼の崩落を招くであろうと想定されていなかったんでしょうか。つまり、これが今一番やっぱり招いてはいけないのが、まさに信頼の失墜ですよ。

【大塚厚生労働副大臣】 私が知り得ているその当時の議論の状況はもう大分お話を申し上げますので、その当時信頼の失墜に対して懸念がなかったかどうか、そこまでは詳しくは聞いておりませんが、しかし当然考えたとは思いますが。信頼を維持することと、そして大変大勢の方が記録に齟齬があるという状態が分かった以上、早く何とかしなくてはいけないという思いと全体をバランスした結果、昨年3月にはこういう結論になったんだと思います。ただし、今草野さんが御指摘いただいた年金制度に対する信頼は、年金制度の根幹でございますので、私も極めて同じ思いを持っておりまして、着任して1か月ちょっとなんですけれども、既に一つ仕事をしたことを挙げろと言われれば年金局の皆さんに、年金行政の、あるいは年金業務の原理原則が徹底していないということに今回の対処策についても揺らぎがあったのではないかと指摘申し上げます。その上で、年金局の皆さんにはやっぱり年金行政と年金業務は第一の原理原則は可能な限り正しい状態を追求するというのでなければまずいんじゃないかということで、実は先ほどそれを徹底させていただいた結果として25日の両大臣の合意文書を今一度御覧をいただきますと、一点目に年金制度に対する国民の信頼を維持するには可能な限り正しい状態を追求する必要があることを明記をさせていただいたわけでありまして、今後その方向でいろいろな問題が起きると思いますが、その都度重要なメルクマールとしてこのことを徹底していきたい。た



だしそれでもパーフェクトな状態を実現できないケースが大半だと思いますので、そのときには公平性とか、それから対象となる方を救済しなければならない場合にはその救済的観点とか、幾つかの視点、具体的にはここに書きました七つの視点に基づいて総合的な判断をせざるを得ないということだと思っております。

【郷原委員長】 それでは時間もありますので、この辺りで副大臣からお話をお伺いするのはもう終わりにしようと思うんですが、お時間がそろそろ。

【大塚厚生労働副大臣】 はい。

【郷原委員長】 どうも有難うございました。

(大塚厚生労働副大臣退出)

【郷原委員長】 それでは、先ほど廣瀬委員からのお話の続きだったんですが、ほかに何か御質問があれば。

【廣瀬氏】 私からいいですか。

【郷原委員長】 じゃあ一点だけ。ちょっとあまり時間がないものですから。

【廣瀬氏】 恐れ入ります。今の両大臣のこの今後の対応についての中で、私が非常に気になるところがありまして、例えば4番。本件の発生原因が旧社保庁の事務手続き上生じた面があることと過去形になっているんですけども、実はこれは現在も運用3号に該当する不整合記録は毎日発生しているんです。全然変わっていません。つまり法律も通達も。何も変わっていませんので、毎日今発生し続けているということでございます。

もう一つ、3番目の対象者本人の予期せぬ年金給付額の引下げ等が混乱を生じるとありますけれども、運用3号に該当するさっき私が申し上げたような人たちは年金額は予期はしていません。定期便が来たのはつい最近で、まだ時間がたっていませんで、前は情報が何もなかったわけですから、だから予期なんかできないです、しようと思っても。つい最近、定期便が来て、それを詳しく見る人がやっと予期できるという感じでございます。私からは以上でございます。

【郷原委員長】 それではよろしいでしょうか。どうも有難うございました。それでは次に年金機構からお伺いしたい点を事前にお伝えしているんですが、お願いします。

【石塚理事】 機構の担当理事の石塚でございます。事務局を通じましてあらかじめ御質問を大きく二ついただいております。一つは種別変更件数がどのぐらいあるのかでございます。もう一つ、運用3号の取扱開始以降に該当した人の状況はどうなっているのかということでございます。

まず一点目の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更件数につきましては、お手元に資料を用意させていただいております、これを御覧いただきたいと思います。月別の件数が出ないかというお求めだったんですが、月別の集計までは出しておりませんので、21年度は年度ベース、22年度は9月末、年度前半の数値ということでお話しをいただきたいと思っております。21年度の数字を御覧いただきますと、御本人からの届出による種別変更件数がここにありますように66万7,746件でございます。一方で御本人からの届出がないことに伴いましていわゆる職権で適用した件数が4万8,060件。合計で71万5,806件という数字でございます。22年度につきましても同様の9月末の現在の数字でございますが、届出のものが34万2,000件余り。職権によるものが1万6,500件余り。合計35万9,000件弱という数字でございます。一点目はそういう状況でございます。

二点目は資料がなくて恐縮なんですけれども、運用3号該当者の状況等を報告しろという宿題でございます。御承知のとおり運用3号の適用は平成22年12月15日以降に年金裁定請求書等窓口で受け付けた方を対象にしまして、実際の適用はこの23年1月1日から実施するというところで、年金局からの指示に基づきまして機構で事務処理を開始したということでございます。本年1月末の現在の数字でございますが、前回の監視委員会でも御報告したと思っておりますけれども、1月末現在の各年金事務所等で把握した該当者の数が2,331件ということでこの数字は前回も御報告した数字でございます。これらの2,300人余りの方々は年金の裁定請求に来て、これから年金を受給したいということで裁定請求を窓口にお持ちになって、その際に年金記録を見たら実際は今回の運用対象になるような事象があると分かった方と、あるいは一般的な年金相談に来て、私の記録がどうなっているんだろうということや年金相談に来て調べてみたら今回の該当するような期間があったという方々が1月末現在で2,300人あまり年金事務所等で把握できたということでございます。

この秋に実施予定でありました不整合記録を一斉抽出するという作業が済みますと現在は推計ですが数10万から100万件に上るのではないかという御説明をしましたが、そういう方々の個別のリストが出来上がるわけですが、個人個人のリストまでは機構として

も把握できていない現況ですので、運用3号に該当する方に個別個別に、あなたはそういうふうにご案内しますよという周知というか、勧奨というか、そういう行為はしておらずに事務所においでになった方を個別に見付けているという状況だということでございます。あらかじめ、事務局を通じていただいている御質問は以上のようなことだと思っております。

**【郷原委員長】** 説明していただいたようなことを事務局を通じてお尋ねしたのは、2月26日にTBSの「サタデーずばっと」という番組で紹介された事例で、これは時期が後であれば運用3号で救済されたであろうと思われる事例で、実際に把握をしたのが22年11月の時点で、手続をしたのは23年1月だと。それが救済されるのか、されないのかについて、年金事務所の見解は救済されない、適用されないと言っているんだけど、機構の本部に聞いたら、該当する可能性があるのもう少し時間をかけて調査して回答したいという回答だったという事例が紹介されていたんですね。ということは一体、ここの境目はどうなるんだろうかが非常に疑問になったものですから、あえてお尋ねしたんですけども、今のお話だと12月15日以降に受け付けたものを1月1日以降に運用3号で救済の対象にするという取扱いをしていたということによろしいんですか。

**【石塚理事】** はい、おっしゃるとおりでございます。

**【郷原委員長】** それより前に12月の初めぐらいに年金事務所に来た人の分について、もうそろそろこういう運用3号が始まるんだからもうちょっと待って見たらどうですかということと言う人はいないんですかね。

**【石塚理事】** 12月15日に年金局から通知を受けて、同日付で我々は現場に対して指示文書を出したわけですが、その指示文書の中では先ほども説明しましたように12月15日以降に受け付けた件について対応するようにという本部からの指示はそういう指示をさせていただいているということでございます。

**【郷原委員長】** しかし後で、あのときにそう言ってくれていたら手続を遅らせていたのと思われたら年金事務所の担当者はつらいですよ。もうちょっと後でいらしたらどうですかと言ってあげるのが親切な感じもするけれども、しかし逆にそうじゃない人にとっては不公平が生じてしまうという問題もある。私は、だからこの課長通知などでの運用ベースでやるからこんな問題になってしまうんじゃないかという懸念があるわけですよ。受付というので区別するとしても、受付に至るまでの経過によってどんな経過か分からな

いじゃないですか。だから現場でこんな運用3号なんていうのをやらされたらたまらないという思いを持っている人が多いんじゃないかと思うんですけれどもね。吉山委員などはその件については。

【吉山委員】 まずお尋ねしたいのは、今ちょっとおっしゃっていたことに関連して、12月15日以前に各年金事務所等に何らかの通知はなさっていたんでしょうか。

【石塚理事】 正式な通知はあくまで年金局から通知をいただいたその日をもって出しておりますけれども、いきなり通知を受けてすぐに現場に適用すると混乱しますので、今こういう方向で準備をしているという事前の、まだ確定していないけれどもという前提ですが、そういう意味での実務的な説明会は11月12日に開催をいたしております。

【吉山委員】 不確実な情報ながら、それがちょっと耳に入ってきておまして、人によってはもしかしたら先のことは公表できないんでしょうけれども、止めていた人がいるんじゃないかという噂と、もう一つ、窓口はその情報が徹底していなかったの、つい先ほどここに来る前に1件電話があったんですけれども、11月ぐらいだったか、10月ぐらいだったかに、手続漏れを見付けたそうです。窓口の相談を受け付けている人が。それで、あなたは正しく1号に手続しなくてはいけないので至急手続をなさいとさせてしまったそうです。その人が悔やんでいるというお電話をちょっとちょうだいしてしまったので、そういう件もあるので、あまりにもこの措置は唐突過ぎますし、先ほど副大臣から昨年3月29日に素案ができていたという話を伺いましたが、それから12月15日に至るまでの間、何ら公表されることなく、いきなり突然この運用3号が現れたというのは、国民も混乱しますし、窓口も混乱しているんじゃないかと思っている次第です。

【郷原委員長】 先ほどお答えいただいたこの裁定種別変更の件数は相当な数があると。年間60何万件もあるということになると、その中にはいろいろなものがあって、この運用3号に当たるものもあれば、それとは全然関係ないレベルのものもあるわけですね。ですからこの数だけで全然全体的な傾向は分からないと考えていいですよ。年度ごとの数しか分からないわけですから。例えば吉山委員が言ったような11月、12月ぐらいはこういう運用3号への切替えを意識して、種別変更の件数が減っているのではないかとちょっと見てみたかったんですけれども、それは分からないんですね。

【石塚理事】 今、残念ながら22年度につきましては9月末、四半期ごとに報告を求めているものですから、9月末の状況までしか把握しておりません。申し訳ありません。

【郷原委員長】 そうだとすると、今度は逆に既に運用3号の適用を受けた2,300件余り

が、一体どういう経緯で適用されたのかをきちんと調べないといけないと思うんですよ。先ほどの吉山委員の話のように10月、11月ぐらいに気が付いていたんだけど、遅らせたほうがいいと言われて、1月以降に手続をしたというケースも中にはあるかもしれないし、ひょっとすると年金事務所の人のいろいろな個人的な関係があって、教えてもらえた人もいれば、そうでなくて、ぼしっとそのまま手続をされちゃった人もいるということになると大変な不公平というよりも、実質的なゆがみが生じているという可能性もありますよね。ですから2,300件は全てきちんとその経緯を調べてみないと、これをどう扱ったらいいのか分からないんじゃないかというのが私の考えなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【石塚理事】 事務所には全く3月以降、今回の動きは知らせていなかったということではなく、当然3月の回復委員会の御報告が出たときには、こういう御報告が出ていますとかは情報提供はしておりますけれども、最終的にいつからスタートするかは11月の時点でも確定日付はまだ出ておりませんでしたので、こういう事務がスタートする予定だと、あくまで最終的に12月15日の通知も14日の回復委員会で御議論いただいた上で、15日からスタートという運びでしたので、そういう形の情報提供はいたしております。個別の案件を二千数百件、窓口で相談があったのかどうかというところまではちょっとなかなか現実の問題として調べるのは難しいんじゃないかと思っております。

【郷原委員長】 一応経緯は調べられますよね。いつ裁定をしているのかということ、いつ受け付けているのかということ。これは分かりますよね。

【石塚理事】 それはいつ裁定請求を受け付けた分だとか、あるいは裁定請求で来た方なのか、普通の相談で来た方なのかという、そういう大まかな分析はできますので、そういう整理は、また整理ができた段階で御報告をできればしたいと思います。

【内山政務官】 運用3号とは違って、本来1号の未納者であるべき人が3号として受給資格を入れて、もう年金をもらっているという人がどのぐらいいるんですか。

【石塚理事】 それも10月以降の受給者も含めた抽出システムをやらないと正確な数字は分からないということになります。

【内山政務官】 仮に例えばすごい金額が過払いされているという状況になった場合、その金額は返還を求めるんですか。どうされるんですか。

【石塚理事】 その取扱いを厚労省で御方針を決定していただいて、その方針に従って事務処理をするという立場でございます。

【内山政務官】 まとまった額はなかなかもう使ってしまったお金ですから返せというのは非常に難しいですよ。そういう場合には役所の皆さんが弁済をされるような方向も考えられますか。

【石塚理事】 ちょっと機構の立場としてお答えいたしかねます。御了承いただきたい。

【内山政務官】 じゃあ、厚労省に。

【藤原事業企画課長】 業務において過払いということでありますれば、それが分かれば、お返しいただく上で返納金の債権の時効はあると思いますが、その時効にかかっていない部分についてはお返しいただくようにするということだと。時効はたしか5年だったと理解していますが、そのような取扱いになると思います。

弁済の議論につきましては、該当するような個別のケースがあるのかどうかよく承知しておりませんので、コメントが困難です。

【内山政務官】 先ほど機構に聞いた私の疑問ですね。適用の開始時期が明確じゃないじゃないか。現場の裁量で恣意的に適用されたりされなかったりする危険性があるんじゃないかと。このことについて、厚労省では、検討はされたんですか。

【藤原事業企画課長】 本日大変申し訳ないんですが、現場に対していろいろな意味で先ほどの事前の準備というプロセスがあったということをお説明申し上げましたが、それを直接担当している課の者が、今、国会に行っておりまして、今ここにおりますメンバーでは適切なお答えができないので、本日はちょっとお許しをいただければと思います。

【内山政務官】 厚労省に聞きますけれども、実務的な裁定手続の訂正ができるわけがありますが、主な訂正の理由としては、被保険者記録の訂正、追加、削除と。ですから、これはやはり第1号未納期間として正しく直せば、この3号であった期間は削除しなければならないわけですね。そうすると、債権管理業務のところからいけば、返納金債権は国が持つわけですよ。この部分は当然回収をしなければならない。そして皆さんにミスがあるわけでありますから、当然それは何らかの形で本来弁済をしなければいけないというところに行くのではないのでしょうか。何か一言。

【藤原事業企画課長】 そういう点で、業務を行っていく上で返納金債権の管理は、いわゆる公金を扱っている上では必ず適切にやらなければならない仕事だと思います。申し訳ありませんが、それに関する職員の責任という点につきましては、やはり個別具体の事情がない前提のもとでは、適切なお答えができないものですから、お許しいただければと思います。

【郷原委員長】 それではちょっと時間の関係もありますので、この件はこの辺りにして、あと磯村委員長のヒアリングに移りたいと思います。それではお願いします。

【磯村氏】 お招きをいただきました函館大学の磯村でございます。年金記録回復委員長としてお招きをいただいておりますが、これから申し上げます説明の中には、回復委員会の審議状況に関する部分につきましては、委員会の意見として申し上げたいと思うんですが、それ以外の部分は大多数の委員の皆さんの気持ちを含めて、個人的な見解ということで申し上げさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今日はお手元に3枚もののレジュメをお配りしてございます。恐れ入りますが、大分時間が押してまいりましたので指定の時間10分と承ってはおりますが、多少オーバーをお許しいただくことにして、順番をちょっと入れ替えながら説明をしてみたいと思っております。

まずこのレジュメ1は今申し上げたところでございまして、2.「3号不整合記録」の発端でございますが、これは先ほども副大臣からお話がございましたので、かいつまんで申し上げますと、平成21年の秋に、当時の長妻厚生労働大臣から旧社会保険庁職員へのアンケートをやるとういうご指示が社会保険庁にございまして、これを受けましてOBも含めて約1万7,000人の職員からアンケートをお寄せいただきました。回収率94%ということでございました。とにかく積年のうみを出すべく、年金記録問題の背景と今後の対応策に関連いたしまして、アンケートを行ったわけでございますが、これまでに鬱積<sup>うっせき</sup>してきたと思われまます旧社会保険庁職員から、この年金記録問題に関しまして随分たくさんのお意見を寄せられましたので、私ほとんど全部拝見いたしました。ファイルの長さにしますと、そこからこれぐらいまででございました。それをまとめる過程で実は、この2号被保険者の記録と整合しない3号被保険者の記録が多数存在するという御指摘が数多くございました。これがいわゆる「3号不整合記録」という問題ですが、ちょうどこのアンケートの調査集計をしております過程で、年金記録回復委員会の粗ごなしの検討会がございまして、これはメディア非公開でございますけれども、そこで先ほどの廣瀬委員のお話のような廣瀬先生からの御指摘も、ちょうど時を同じくしてあったわけでございます。これが「3号不整合記録」の発端でございます。

時間の関係でまことに恐れ入りますが3ページを御覧いただきたいと思います。3ペー

ジ真ん中から下、7として「3号不整合記録」の抜本的改善と題しまして、どういう考え方でこれをやってきたかというのを、私見を交えながら申し上げたいと思います。こういう「不整合3号記録」が多数あるという御指摘がありましたので、これは何とか抜本的な改善策を考えなければいけないのだが、やり方として、とにかく先ほども一部お話が出ましたように、新規に発生するものを何とか発生しないようにする必要があると。新規発生の防止策の徹底でございます。大きく二通りございます。A、3号への種別変更あるいは3号から1号に変更しなければいけない部分についての種別変更の厳格化。これは実はまだ厳格ではないように私どもは思えてなりません。中には一部近い将来お願いをできますならば法律を変えていただいたほうが、なおスムーズにできる部分もあろうかと、私個人的には考えております。もう一つ、いまだに本来1号の記録に直さなければいけないのに直せないでいる原因の一つに、組合健保の所得情報が効率的にこちらにもらえないという部分がございます。ほかの情報はある程度入るようにはなりましたが、この組合健保の部分だけがまだでございます。あと住基ネットの活用もなかなか思うようにいかないという面がございます。こういったものをあわせまして言うならば、3号ではなくなった人についての情報を事業主から何かうまく提供してもらえないのかという議論を、これは現実に回復委員会の実務粗ごなしの検討会で、廣瀬先生もお入りになって現在検討中でございます。

こういった新規発生の防止策のほかに、今までたまりにたまってきた昭和61年から、どのくらいあるのか正直分かりませんが、一説に100万件以上と言われておりますものをシステムを使って根っこから洗い出してみる必要があるだろうというのが、厚労省の前の説明にありましたシステム抽出でございます。これは二つございまして、C. が今年の秋から実施しようというものでございますが、これを今年の秋だけにとどめておいたんじゃだめだろうということで、私は今個人的には、今後も毎年定期的には実施をしていく必要があるだろうなと思っております。これを両方合わせまして、システムを使って、根っこから不整合な記録を洗い出すという作業が必要なんだろうなと。ただ、これをやりますと、前回もお話がありましたように、裁定請求書の提出に伴いまして、今まで定期便や特別便で、私は国民年金の加入者だと思ってきた、お金は払ってなくていいと思ってきたんだけど、やっぱり払わなければいけないのですか、しかし払えないとこれは未納になってしまいますから、未納になったら無年金になっちゃいますね、という人が続出する恐れがあるなということから、何とか今年の秋には、このシステム抽出をやりたいが、そのトラブ



ルをなるべく回避するためには大きく二通りあるだろうと。

一つが右側の点線に書きました法改正ということなんですが、これは今の国会情勢ではなかなか難しいだろうという思い込みが、私どもにはございました。したがって、左のEにございますように法改正はすぐにはできないという思い込み、この前提、あるいは、タガとでもいいでしょうか、こういったものがございまして、それを受けて運用3号というやり方しかないだろうなど。言うなれば現実的、緊急避難的な打開策ということで、これをとるしかないだろうというのが、廣瀬委員を除く大方の委員の思いでございました。いろいろ議論がございました。本当にこんな不公平なことはないだろうとか、あるいは何かもっとほかにないんだろうかという議論はございましたけれども、結局、こういうところに落ち着いた。その背景は、この左の下に絵を載せておきましたけれども、きちんと手続をしてこられた方は左の①でございます。いわば、もし運用3号ができますと得をし損なったということになるわけですね。こういう方からは、当然、不公平感をおっしゃるだろうと、当初から我々は十分承知をしておりました。しかし一方、右にあります②、長年行政の記録を信頼してこられて、自分は払わなくても国民年金に入っていたんだなと思込んできた人の数のほうが、恐らく圧倒的に多いんじゃないのかなと。言うなれば、これは本当に数字がよく分かりません。分かりませんが、左の小さな箱の①を10といたしますと、仮に右の大きな箱が100ぐらいの感覚であるんじゃないかなという思いから、この運用3号を、やむを得ず緊急避難的な策としてとらざるを得なかったというのが正直なところでございます。

なお、じゃあ法改正ができたならどうなるのかといいますと、実は法改正ができますと、かねがね廣瀬委員からも前回御指摘がございましたようなカラ期間、あるいは免除期間というのを導入することができるようになります。ただ免除期間を導入しても、不公平感はどうしても残ります。なぜならば、免除期間を導入するということは国庫負担分、昔の国庫負担ですから3分の1でございます。3分の1は、不公平感は減らせます。しかしまた、無年金者とも大幅に減らせることができるかも分かりません。が、まじめに払ってこられた方から比べますと、やっぱり不公平だよなということになります。そういう意味ではカラ期間も同じでございます。仮に法改正ができるとなりますと、パターンが三つ増えるかなという意味では議論の新たな選択肢が広がるということになりますが、言うなれば現状固定というのを運用3号という格好でやらずに法改正でやるというのが一つの選択肢と。二つ目として法改正で免除方式を導入するのが二つ目の選択肢。三つ目に法改正でカラ期

間方式を導入するという三つの選択肢が広がるわけですが、先ほども申し上げたように、とてもおそらく今年の秋のシステム抽出までには間に合わないだろうという思い込みから、運用3号という方式をやむを得ず採られたというのが背景でございます。

恐れ入りますが、最初の1ページへお戻りいただきまして、3でございます。「3号不整合記録」問題を、回復委員会で審議した背景。先ほど郷原委員長から回復委員会で議論する材料ではないんじゃないのか、という意味の御指摘をいただきましたが、この年金記録回復委員会の設置要綱抜粋を点線の枠の中に入れておきました。読んでみますと、年金記録問題に対応して、国民が記録を回復して、正しい記録に戻し公的年金を受給できるようにするための方策及び関連する事項について国民の視点から検討して助言をしてくれというのが、この年金記録回復委員会の設置要綱に書いてございます。

したがって、そう助言をしろと言われますと、よほどひどいことでない限り助言をするのが私ども委員会の任務ではなかろうかなと思っておりますし、この記録問題、実はここにたまたま正しい記録と書いてございますけれども、正しい記録にもいろいろな記録があるんです。これはよく御存じのように、確かに日本年金機構の記録と御本人の記憶とが、あるいは御本人がお持ちの材料とが一致すればこれは正しい記録だと思われるでしょうけれども、じゃあ先ほどの定期便や特別便のように単に国民年金加入と書いてあって、3号とも何とも書いていなければ、一般の方は、これは国民年金で保険料を払っている、もしくは払わなくてもいいと思いついてしまうわけですね。だから受け取る人によってはそれが正しい記録になってしまう。あるいはオンラインの記録として部分的、断片的には載っておりますけれども、それらを個々人に名寄せしてみると全然違う記録になってしまうという場合も多々ございます。幸か不幸か、記録問題を3年半やらされてきて、余分なことをいろいろ覚えさせられましたが、そういった観点から見ますと、正しい記録と一口に言ってもいろいろな記録がある。その中の一つに今度の運用3号の対象になる不整合記録も入ってくるのではないかと、私は個人的には思っております。

4番目。年金記録回復委員会における「3号不整合記録」に関する議論の経過でございます。ここはいろいろお話があったと思しますので、恐れ入りますがその次の2ページの上に点線の箱がございます。これは実は、去年の先ほどから話題になっております3月29日の回復委員会に提出されました資料の抜粋でございまして、職員アンケートからの記録問題の対応策という部分の3番目にこの不整合記録の問題を取り上げまして、一番下にC. 対応策がございまして、この対応策につきましては、回復委員会の前に政務三役にも御説明

申し上げ、政務三役もこれしかないだろうということで一応の方向だけをここでお決めく  
ださったという記憶があります。読んでみますと、本来、第1号被保険者に種別変更すべ  
き期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。  
あわせて、同様の状況が今後生じないよう、届け出勸奨や種別変更の処理を徹底する。1)  
受給者 既に裁定が行われていることから、現状のままとする。2) 被保険者 将来に向  
けては速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。過去の期間につい  
ては、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとするという方向を  
ここで決めて、あとは現場の意見をよく聞きながら具体的な方策を検討しましょうという  
ことになっております。

あとの部分につきましては、時間の関係もございますのでこの辺りでいったん中断させ  
ていただきます。有難うございました。

**【郷原委員長】** 有難うございました。磯村委員長からお伺いしたところでは、そもそ  
もこの記録回復委員会で、今回の問題を委員会で検討すべき事項だと考えられたというの  
は、先ほどの御説明だと正しい記録に基づく公的年金を受給するようにするための方策の  
正しい記録の中には、運用3号のような、実際には3号ではないのに、1号なのに、何回  
か定期便で3号と扱っているものも正しい記録というのに含まれるんだという御主旨です  
か。

**【磯村氏】** お受け取りになった方から御覧になると、そうだろうなと思っておるわけ  
でございます。

**【郷原委員長】** それも先ほど廣瀬委員が言われていたように、ずっと前からそう信じ  
ていたとか、期待していたと。継続的にそういう通知をもらっていたというならば分かる  
んですけれども、つい最近のことですよね。定期便だとかというのが出されるようになった  
のは。そういう期待を保護する必要があるのかどうかというところで、そういうものが  
本当に正しい記録ということになるのかというのは非常に疑問です。もう一つは現場の実  
態が先ほど言われたように、不公平感を持つ人が10としたら逆に長年にわたり信頼してき  
た人が100いるんだということは、どうしてそういうことが把握されたんでしょうか。何か  
実際に確かめられたんですか。

**【磯村氏】** まず今の10と100のところから申し上げますと、先ほども触れましたように、

感覚的にはこんな感じではなかろうかなということでございます。それ以上には数字はつかめておりません。

**【郷原委員長】** 問題は、それは現場の実感がどうかということ、例えば岸村委員は横浜市でそういう年金の関係の仕事をしているんですが、違うんですね。いろいろなこの年金問題が騒がれるようになってから、普通感覚をしている人はどうなっているんだろうかと問い合わせをする。それでもそういう手続をしない。定期便に書いてあるからいいじゃないかという人は、逆に保険料が払いたくない人ということではないかという推測もできるんですけども、そうであるかどうかは分かりませんよ。しかしなぜ、そうじゃなくて、大多数の人が本当に知らないで、それを信じたんだということなのか。どうしてそう思われたのかよく分かりません。

**【磯村氏】** ここは本当に数字がないので、説得性のある反論なり御説明ができないんですけれども、ただ、年金記録全般に見て、とにかく旧社会保険庁のデータはほとんど実は、我々が知りたいのがないんですね。それはそういう問題点をつかもうとする意欲もなかったし、そういう考えもなかったんだろうと思いますが、仮にデータがあっても加工、検索ができない。最近はそのいったもので発見されてきたデータを隠すことはかなりなくなったように私は思っておりますけれども、とにかくデータがない。役に立つデータがないというのが一つございます。もう一つ申し上げますと、実はこの3号被保険者制度ができた昭和61年に当時の年金局長をしてこられた方が本に書いておられますけれども、吉原さんとおっしゃる方ですが、事務が本当にうまく回るのか心配であると書いておられます。当時61年4月に旧社保険庁から市区町村に出された通知がございます。この通知を見ましたけれども、本当によく分かりません。とにかく市区町村で十分なお仕事ができるだけの通知が出されていたのかどうか、私ははなはだ疑問だと思います。

**【郷原委員長】** そういう中で、記録の回復についていろいろ御苦労されているのは非常によく分かりますし、まさにそういう仕事を担われている年金記録回復委員会にこんな普通に考えたら理解できないような、そういう運用3号に当たるようなものが正しい記録だという解釈に基づいて、厚労省の側から記録回復委員会でこれを検討してくれということのほうが、私はもともと無理難題に近いと思うんですね。むしろその問題はちょっと別だと。自分たちの仕事とは違うと思われるほうが、私はむしろ自然な感覚かなと思うんですよね。正しい記録に基づいて救済するというのが記録回復委員会の仕事であって、しか

も今になって国会での審議などを見てもみると、記録回復委員会という公開の場で審議してもらって認めてもらったんだから、今回の運用3号は問題ないんだ、ということ言われている内閣の側の人がいるわけですよ。それはちょっと筋違いではないかと。そんなことの責任を負わされる立場ではないと私は思うんですね。

【磯村氏】 有難うございます。確かに私どもは助言機関でございまして、認める権限などは毛頭ございません。

【高山委員長代理】 日々の御苦勞を多とします。ただ、今回せっかくいらっしゃっていただきましたので、2つ伺います。先ほど大塚副大臣もおっしゃっていたんですが、「今回の運用3号に違法性の問題はない、内閣法制局からもお墨つきをもらっています」というお答えでした。そのこと自体は尊重せざるを得ないんですが、お話の中で副大臣がおっしゃっていたのは、この運用3号に該当する人の圧倒的多数が善意の人であるという前提です。どういう根拠に基づいて、そのように御判断なさったのか、分からないんです。先ほど廣瀬さんもおっしゃっていましたように、2号でなくなると、国民健康保険に入るという手続を地方自治体の窓口ですることが圧倒的に多い。市区町村の窓口では、同時に、担当者が、年金について配偶者に対し3号から1号への変更手続を求めるのが普通だと言われています。現に横浜市でもそうやっていた。「あなたは、もう3号ではないから、1号に切替えてください」という案内をしていた。地方自治体では、「年金は1号に切替えなければいけない、国民健康保険の手続をしているわけですから、あわせてやってください」と指導していたはずです。そうすると、去年の3月に運用3号の方向を決定した後、現場と相談するという話になって、実際に相談したと、先ほどおっしゃっていたんですが、去年の3月には日本年金機構がスタートしていました。年金事務所の人たちと、この問題について本当に運用3号という形でやることを相談したのかどうか。それから、もう一つの現場である地方自治体の担当者と相談したのかどうか、伺いたい。これが1点目です。

2点目は、第2号被保険者の集団が基礎年金の拠出金を拠出するに当たって、本来払う必要のなかった運用3号分の拠出金を払っていたこととなります。これは前回の監視委員会で私が指摘したとおりです。仮に、この運用3号のままだと、第2号被保険者の中に、この取扱いを不服だと思う人が出てくる可能性があります。「余分に自分たちは保険料から拠出させられている」というわけです。そうすると、行政訴訟に訴えられる可能性があります。その訴訟に対抗できるのか。法改正は直ちにやるのが困難であるという認識が前提でした。ただし、運用3号であれば合法的であり、何ら後で問題は生じない、裁判

にも勝てると、御判断なさったということなんですけれども、善意の人が大多数だという御判断なさったことが、もう一つ説得力がない。そのところをもうちょっと突っ込んで御説明をいただけたらと思っています。

場合によっては大変なことになると思うんですよ。なぜかという、年金記録問題が起こる直前、旧社会保険庁には、いわゆる国民年金保険料の不正免除という問題があり、1,752人がコンプライアンス違反で現に処分された。そのうちの500数十名は日本年金機構が発足するときに、異動を認めなかった。閣議決定があったものですから、異動させなかった。違法なことをやってはいけない、コンプライアンスが大切だということは基本的な前提だった。したがって合法性を担保する必要は今回の事案でも非常に高かったはずですけども、お聞きした限りでは善意の人が大多数であるという判断、それから法改正はすぐにはできないという判断があった。法改正に要する時間の長さは素人ですからよく分かりません。ただ、善意の人が大多数であったという判断の根拠を、お示しなさっていただければと思っています。以上です。

**【磯村氏】** 善意の人が多数であったかどうかの判断の根拠は正直ございません。これは何もデータがないんです。ですから先ほど申しあげましたように感覚的な問題でございます。

**【郷原委員長】** 時間がちょっと。すみません。先生、簡単に。

**【岸村委員】** 今の磯村先生のお話で、なぜこの運用3号を選択されたかの背景は何となく分かったんですね。ただその根本にきちっと手続きした人と、それからしていなかった人のその影響の重みがしていなかった人のほうがうんと大きいんだということですが、これは現場の感覚、これは年金事務所の人もそうなんです、逆なんではないですかね、おそらく。先ほど機構から3号から1号の届出件数、この2年は出されていますけれども、これはあまり発表されていないんですが、厚労省のデータだと平成11年から15年あたりが毎年出ているんですけども、約100万人の方が切替えをなさっているんですね。この制度になって25年ですから、単純に言っておそらく2,000万人ぐらいの方はきちっとやられていて、それでやられていない方がもし100万人いると現場の感覚は今度逆に20対1なんですね。それが今おっしゃったのが逆なので、そういう背景になったのかなと。もしそれがそのように受け取っていただければこの運用3号という名称はこれでいいんですが、中身は先ほどの廣瀬委員の中身が運用3号という名称で取り扱われて不思議はなかったのかなと思っています。多分ここに最大の現場とのずれがあったのではないかと思うんで

す。

【磯村氏】 一方では3号被保険者の数が1,100万人という数字があるんです。また、この中身がよく分からないんですよ。中身がよく分からないんですけれども、何となく現場で聞いてみますと、あるいは今、総務省と内閣府が出しております共働きの主婦の層なんていう数字がありますよね。これが約55%ですか。そんなものなどなどを見てみますと、半分ぐらいはこの3号被保険者の中で長年にわたって3号が自分にとっては正しい記録と思込まされてきている人がいるんじゃないかなという思いはございましたが、これも正直、根拠データはございません。

【郷原委員長】 では時間も迫っていますので、要するにお伺いしたところでは、あまり情報も、資料も、確たるデータもないし、判断する材料もなかったんですけども、何となくそういうことでいいんじゃないかという判断をされたということですよ。

【磯村氏】 すみません。お言葉ですが、いいじゃないかじゃなくて、これしかないんじゃないかなというのが実感でございます。

【郷原委員長】 ですから、本来は記録回復委員会で、そういうようなこれしかないかなという判断をしてもらうのは、私は無理じゃないかと思うんですね。政治が判断すべきことであって、それでどうなるかという話はですね。ですから本当に、今また記録回復委員会で公開の場で議論してもらって、その結果だと言われて、逆に私は、磯村委員長にとっては御迷惑を掛けている話だと思うんですね。

【磯村氏】 いえいえ。

【郷原委員長】 本来我々のところに持ち込んでもらって、我々は監視する立場なんですから、きちんと我々の意見を言って、それに対して対応してもらったほうがよかったんじゃないかなと私は思っているんですが。そういう意味で今日来ていただいて、忌憚のないところをお話しさせていただきましたし、大変有意義だったと思っております。どうも有難うございました。

【磯村氏】 とんでもない。大変失礼いたしました。

【郷原委員長】 それでは、時間が少なくなったんですけども、吉山委員、参考になる事例を御紹介いただくことにしていたんですが、ごく簡単に。ちょっとどういうことかということだけお話しただいて。

【吉山委員】 分かりました。では時間もないようなので、簡単に説明させていただきます。社会保険労務士の立場として発表させていただきます。1枚ものの「運用3号に関する事例について」を御覧ください。このうちのまず2番と3番を説明します。2番。運用3号に該当する事例。夫が厚生年金をやめた後、退職した後、手続をずっとしていなかった妻はこのままずっと手続をしていなかったため運用3号が適用されると、納付した人と同じだけの年金がもらえるようになります。これが2番目。3番目。離婚後、再婚したにも関わらず前夫の第3号被保険者になっている事例。この方も離婚して自営業の人と再婚したんですが、ずっと3号のままでこのまま運用3号が適用されれば年金もちゃんともらえるようになります。それと比較して1番目。運用3号として救済されなかった例です。この方、妻のほうなのですけれども、夫の退職後、夫がそのまま未加入だったんですが、平成3年5月から3号という記録のままになっていました。真ん中あたりの四角で囲んだところ、年金請求書が届いた。年金請求書って御覧になったことがある人がいらっしゃるかもしれないんですが、もう加入記録その他が全部ばっちり書いてあります。もう裁定の必要もない、署名して、必要な住民票とかを添付すれば年金がもらえるという用紙が届いた。あなた、年金もらえますよという証拠です。これを持って手続に行ったところ、平成22年10月に夫との記録突合により、19年間以上の不整合記録が発覚。これが先ほど日本年金機構から説明された職権による種別変更じゃないかと思うのですけれども、これによって3号を取り消されて、1号の未納期間ができ上がり、そして2年間遡及して支払ったものの、それでもまだ足りず任意加入しているという事例です。皆さん、この1番目の人の身になって考えてみてください。2番目、3番目の人が救われて年金が満額もらえる。払った人と同じようにももらえる。それに対してこの1番目の人は手続を今年ではなくて昨年の10月にしたために、救済されなかったという例です。以上です。

【郷原委員長】 有難うございました。それでは時間がもうそろそろ予定の時間にはなっているんですが、委員の間でも議論を、若干意見を出してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。まだ意見を言われていない方から、どうぞございますか。

【片桐委員】 年金行政の執行責任は年金局にあるんですね。あと年金事務の遂行責任は機構にあると。あと年金制度に関する法令の立案に関しては国会にあると。じゃあ、回復委員会は何かという助言機関に過ぎないということなんですけれども、今何となくお話を伺ったところによると、回復委員会が行政の執行責任を担ってしまっているみたいな感じがしまして、非常に不自然さを感じました。



【郷原委員長】 はい。いかがでしょうか。

【吉山委員】 今回のこの実例ですけれども、先ほどから議論に乗っている期待権をどうするかとか、信頼はどうなるか、あと正しい記録とは何かと考えていくと、今年になってから平成23年1月1日以降は期待権を裏切らないように救済しましょう、信頼を得るためにという理論づけはしていらっしゃるんですけれども、いきなりそこで救済されなかった人たちが浮上してくるわけなんです。先ほどちょっと疑問に思ったんですが、返納の話がちょっと出ていましたよね。去年までの間に年金の記録を正しく1号に訂正したのために、年金金額が減って返納という請求をされている国民もいるのではないかと思います、そのあたりのデータはお持ちなのでしょうか。

【町田国民年金部長】 基本的に、年金請求されて、既に裁定がされている方でございますので、今回の運用3号の契機というのが裁定請求をされる方、または相談等に来られる方が契機となっておりますので、既に年金を裁定される方について、例えばこのような本来1号であるという記録が判明するという契機がほとんどないものと考えますので、私が承知している限りではそういったケースはないものと考えております。

【吉山委員】 では、昨年までに記録が正しく1号に直ったために年金の返還を請求されている人はないという形で安心してよろしいでしょうか。

【薄井副理事長】 この運用3号の話は抜きにして申し上げますと、記録問題が出てきて、それで御本人に記録を確認するときに、減額ケースというものは御本人がその記録は自分だと申し出ないという形で処理をしているケースはございますけれども、そういうのを抜きにして、一般論として私どもが持っている記録、これが間違っているとか、そういう格好、あるいは私どもの事務処理で計算の誤りがあったというときに、未払いのものがあればこれは追加してお支払いしますけれども、一方で過払いになっているものがあれば時効の範囲内はお返しをいただくという取扱いをしているということでございます。

それから今一つは、いわゆる基礎年金番号ができて、配偶者の状態も確認して裁定をすることは、何年からは今すぐ出ませんけれども、裁定をするという取扱いをしてきております。

【郷原委員長】 一つ確認しておきたいんですけれども、今日お配りした手紙の中で書かれていることなんですが、どうも厚労省側の説明とか、機構側の説明がそうなっているからマスコミの報道も若干誤解を招くような報道が行われているような感じがして、そこがこの手紙で指摘されているんですけれども、2年分払ったらそれ以前のものは払わなく

ていいという制度が今回の運用3号だとみんな思っているんですが、そうじゃないですよ。2年分払おうが払うまいがそれまでの分は全部ちゃらという制度ですよ。ちょっとここを確認しておきたいんですが。

【石塚理事】 2年間分は保険料の納付を求めるということです。

【郷原委員長】 でもそれは払ったからそれまでの分が免除されるわけじゃなくて、これはリンクしていないですよ。

【石塚理事】 そういう形の取扱いです。リンクはしてはいません。

【郷原委員長】 ところがここにも新聞記事が添付されていますけれども、どうもそういう誤解が生じるような説明が行われているような感じがするんですね。2年分払ったら2年分の保険料を納めれば、未納期間を納付したものと見なすことにした、と書いてあるんですよ。こういう説明をしているからじゃないですか。

【石塚理事】 現場に対していろいろなQ&Aとかは差し上げていますが、そこはきちんと我々としては制度の中身はお伝えしているつもりですけれども。

【郷原委員長】 その点はどうですか。厚労省は。

【古都総務課長】 昨年通知の中で書いているのは、記録をそのままにしておく、また現時点からみて過去2年間分というのは保険料を納める義務があるわけですから、それは分かった時点で払っていただくと。それは徹底していこうじゃないかということをお伝えしているということでもあります。ですから、今言ったようなことをあえて説明しようとかそういうことではないわけでもあります。

【郷原委員長】 ただちょっと正確ではないことは間違いないですね。こう書かれても。誤解しますよね。払ったら初めてそれ以前のものが。2年分払ったら初めてそれ以前のもものは払わなくて済むようになると誤解している人もいると思うので、やはりそこはちゃんと制度の内容を正しく伝えないといけないと思うんですよ。

【古都総務課長】 正しく伝えるようにします。

【藤原事業企画課長】 私も同じようなお問い合わせをたまたま受けたことがありまして、そのときにはそこはリンクしているという話ではないということで、一緒にいた同僚から説明をしたということがございます。正しく伝える必要があると思います。

【郷原委員長】 中座された内山政務官から提案があるので事務方に読ませてほしいということです。

【田中行政評価局長】 すみません。途中で退席をされました内山政務官でございます

けれども、6時50分から衆議院本会議の御出席のため、御退出でございました。ずっとお座りになっていれば、御自分からお話をするとおっしゃっておったんですが、残念ながら途中で退席でございますので、私から自分のメモを読み上げてくれということで託されましたので、申し上げます。

今後の委員の皆様方の御検討の際、内山私案として御検討いただいたらどうかという御提案でございます。運用3号の対応策といたしまして、「時限立法によって特例納付、過去の未納期間分納付できる」を実施する。なお、特例納付する資力のない者については、特例カラ期間、新規設置を認め、受給資格に係る合算対象期間とすると。今のは、メモ書きでございますので、お配りするという性格のものではございませんので、読み上げさせていただきます。以上でございます。

**【郷原委員長】** それでは予定の時間を過ぎていきますので、そろそろ今日の委員会はこれで締めくくろうと思うんですが、大体皆さんから出していただいた意見、あまり大きく異なるところはないという印象を持ちました。今、内山政務官から示された提案も、ヒアリングで廣瀬委員から言われた提案と基本的に同じ考え方だと思いますし、我々の委員会は監視委員会であって、積極的にこういう策を講じるべきだということまで提案すべきかどうかは別として、こういう代替策、別の考え方もあるんだということは頭に入れて我々なりの議論のまとめ方をしたいと思います。今日はとりあえずここまでで打ち切ることにして、できるだけ早い時期にまたこの件を最終的に検討する場を設けたいと思います。

それでは今日はこれで終わりにしたいと思います。御苦労様でした。

以上